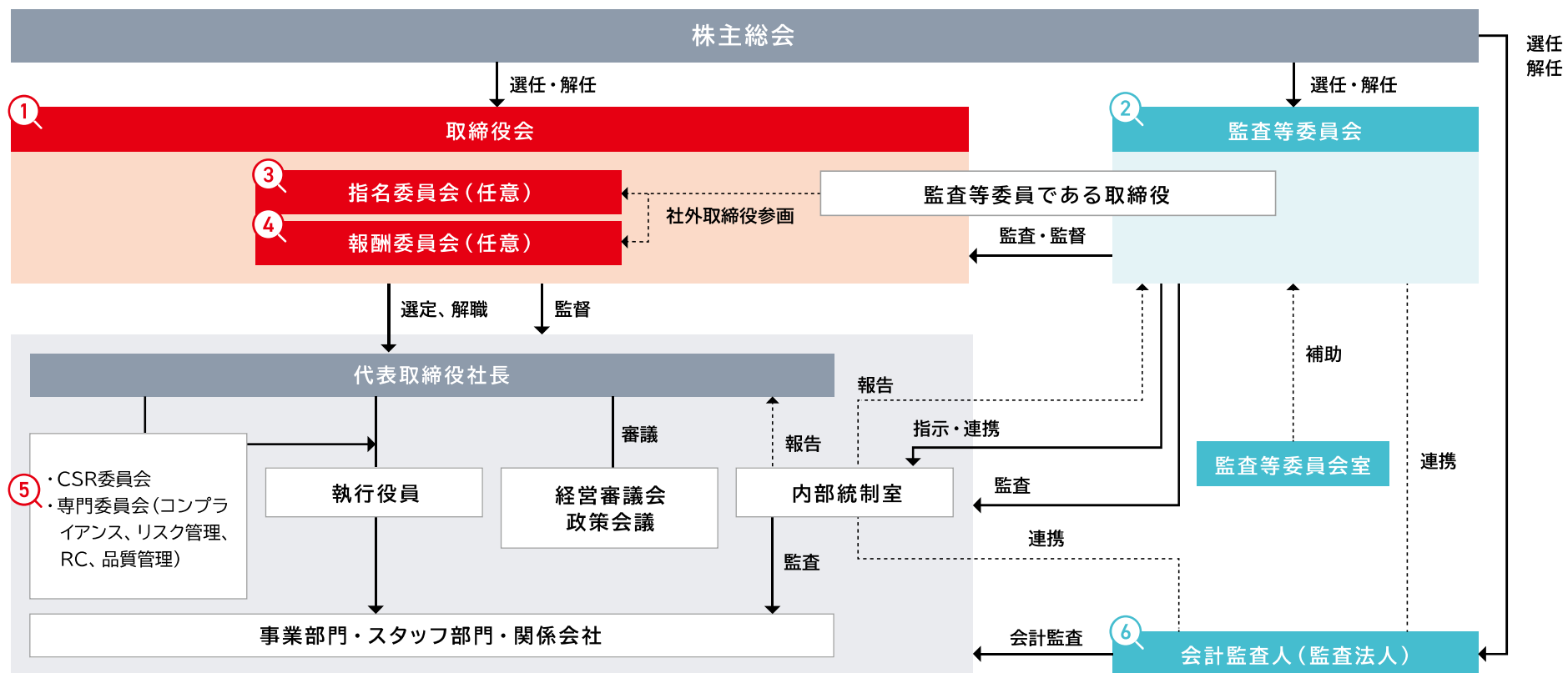


方針（基本的な考え方）

日油は経営環境の変化と企業間競争の激化に的確に対応するため、経営判断の迅速化を図るとともに、透明性の確保、アカウンタビリティ向上の観点から、コーポレート・ガバナンスの強化を重要な課題と認識し、その実効性の確保に努めています。

コーポレート・ガバナンス体制図



1 取締役会

取締役会は、独立性を有する社外取締役5名を含む10名で構成され、毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令、定款および取締役会規則に定める重要事項を決定するとともに業務執行の状況を監督しています。また、取締役会への重要事項の付議に際しては、執行役員を兼務する取締役、役付執行役員、常勤監査等委員および関係部門長らが出席して適宜開催される経営審議会、または執行役員を兼務する取締役と役付執行役員が出席し、原則として週1回開催される政策会議において事前審議を経ることにより、的確な意思決定を図っています。

2 監査等委員会

監査等委員会は、独立性を有する社外取締役3名を含む取締役4名で構成されています。監査の方針や基準を定め、常勤監査等委員が中心となって経営審議会などの重要会議への出席、および重要書類の閲覧による監査等を実施し、取締役の業務執行を監督しています。また、内部統制に関しては、内部監査部門である内部統制室が実施する監査計画および監査結果の報告を受け、必要に応じて調査の指示をするなど実効的な連携を図り、状況の確認をしています。その他、会計監査人とは、定期あるいは随時の会合を持ち、監査計画および監査結果の報告を受けることを含め関係情報の交換を行い緊密に連携しています。

3 指名委員会

取締役会の監督機能の向上およびコーポレート・ガバナンス体制の強化を図るため、取締役会の任意の諮問委員会である指名委員会を設置しています。取締役会の諮問を受け、監査等委員を除く取締役の選任・解任、代表取締役の選定および解職ならびにその後継者計画に関する事項等を審議し、取締役会に答申します。独立社外取締役が委員長を務め、独立社外取締役5名と社内取締役2名で構成されており、独立性・客観性を確保しています。

4 報酬委員会

取締役会の監督機能の向上およびコーポレート・ガバナンス体制の強化を図るため、取締役会の任意の諮問委員会である報酬委員会を設置しています。取締役会の諮問を受け、監査等委員を除く取締役の報酬に関する事項を審議し、取締役会に答申します。独立社外取締役が委員長を務め、独立社外取締役5名と社内取締役2名で構成されており、独立性・客観性を確保しています。

5 各種の専門委員会

経営リスクについては、リスク管理委員会が中心となり、全社的なリスクアセスメントを実施しています。リスク管理委員会、レスポンシブル・ケア委員会、品質管理委員会などの各専門委員会はリスクの分析や対応策の検討、所管事項の分析評価を行い、取締役会に報告しています。

6 会計監査人

EY新日本有限責任監査法人を会計監査人に選任しています。

社外取締役

氏名	監査等委員	独立役員	選任理由
宇波 信吾		●	同氏は、金融界における豊富な経験と高い見識、企業経営に関する幅広い知見を有しており、経営全般に対して公正かつ客観的な立場で適切な意見をいただいています。また、報酬委員会の委員長、指名委員会の委員を務め、またCSR委員会に出席し、これらの委員会での審議等を行っていただいています。今後も引き続き、人事・労務、財務会計に関する高度な知見をはじめとした専門的見地から、経営への助言や業務執行に対する適切な監督等の役割を果たしていただけるものと期待しています。
林 いづみ		●	同氏は、弁護士として企業法務に精通しているほか、知的財産や企業コンプライアンスに関する高度な知見を有しており、日油の社外取締役としての役割を果たされています。また、指名委員会の委員長、報酬委員会の委員を務め、またCSR委員会に出席し、これらの委員会での審議等を行っていただいています。同氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由から、今後も引き続き、法務やリスク管理に関するグローバルな視点をはじめとした専門的見地から、経営への助言や業務執行に対する適切な監督等の役割を果たしていただけるものと期待しています。
伊藤 邦光	●	●	同氏は、公認会計士および税理士として、会計税務に関する深い見識を有しています。指名委員会、報酬委員会のそれぞれの委員を務め、またCSR委員会に出席し、これらの委員会での審議等を行っていただいています。同氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由から、今後も引き続き、専門的知見に基づき業務執行に対する適切な監査・監督等の職務を果たしていただけるものと期待しています。
相良 由里子	●	●	同氏は、弁護士としての高い専門性とグローバルな知見を持ち、また弁理士として知的財産に関する深い見識を有しています。指名委員会、報酬委員会のそれぞれの委員を務め、またCSR委員会に出席し、これらの委員会での審議等を行っていただいています。同氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由から、今後も引き続き、専門的知見に基づき業務執行に対する適切な監査・監督等の職務を果たしていただけるものと期待しています。
三浦 啓一	●	●	同氏は、太平洋セメント株式会社の経営に携わり、研究企画等に関し豊富な経験と高い見識・能力を有し、化学業界で社外取締役を務める等、幅広い経験と知見を有しています。指名委員会と報酬委員会のそれぞれの委員を務め、またCSR委員会に出席し、これら委員会での審議等を行っていただいています。上記の理由から、今後も引き続き、経営者としての豊富な経験と高度な技術的知見に基づき業務執行に対する適切な監査・監督等の職務を果たしていただけるものと期待しています。

取締役会の実効性評価

日油は、年に1回、取締役会の実効性に関する分析・評価を行います。2016年度から実効性評価を毎年実施していますが、2023年度は外部機関による質問票を用い、全取締役10名を対象に、取締役会実効性評価アンケートを実施しました。

アンケートは、5段階評価と自由記載を組み合わせることで、定量評価と定性評価の両側面から、現状の把握と課題の抽出を図りました。回答方法は外部機関に直接回答することで匿名性を確保しました。また、質問票の集計、分析についても、客観性を確保し、今後の取締役会の実効性をさらに高めることを目的に外部機関に委託しています。外部機関の集計、分析結果をもとに、同年4月の取締役会で審議、評価しました。

2023年度の実効性評価の結果の概要

日油取締役会は、経営戦略に照らし必要な知識・経験・能力等の多様性を相応に確保するとともに、社外取締役の経験・知見を活かすための適切な機会を提供しています。日油グループの経営理念・価値観を踏まえた上で、各取締役は自身のキャリア・専門性等を活かしながら自由闊達に意見を述べ、取締役会としてオープンで活発な議論がなされるとともに、重要な案件には十分な審議時間を確保するなど、概ね適切に運営されていることを確認しました。

コーポレート・ガバナンス

2022年度実効性評価で認識された課題であるガバナンス体制全般の一層の拡充については、取締役会として最高責任者(CxO)を全社組織に設置し全社横断的に戦略を指揮することとしました。これにより、今後、ガバナンス体制の一層の強化を図ります。

今後の改善点

資本コストを意識した経営の実現に向けた議論、サステナビリティをはじめとする非財務情報に関する議論についても、取締役会のアジェンダとして一層の拡充を図っていくことを確認しました。

報酬の決定方針の概要

監査等委員を除く取締役の報酬は、経営理念に基づき、持続的成長と中長期的な企業価値向上を促進し、適切な報酬水準により業績等の成果に報いるものとし、その決定は、公正で透明性のあるプロセスを経て行うとの方針のもと、月次報酬、賞与、および株式報酬により構成し、インセンティブを持たせるため、4割の支給割合を目安とする業績に連動する報酬(賞与、ESG指標連動報酬、株式報酬)を定めています(社外取締役に関しては固定報酬のみとなります)。また、報酬制度、報酬水準や個別報酬等は報酬委員会で審議を行うものとしています。

報酬体系

種類	審議・決議方法	
固定報酬	取締役の固定報酬の算定方法等は、報酬委員会で審議の上、取締役会で決議しています。また、監査等委員を除く取締役の個人別の固定報酬額の具体的内容の決定に関して、報酬委員会での審議を経て、取締役会において決議をしています。	
業績連動報酬	賞与	監査等委員および社外取締役を除く取締役の賞与の算定方法等は、報酬委員会の審議を経て、取締役会で決議しています。本賞与の算定方法は、日油グループの業績評価に関する重要指標である連結営業利益を基礎に、役位ごとに定めた所定係数を基準額に乗じて算出しており、報酬委員会では本算定方法および支給額を、每期確認しています。
	ESG指標連動報酬	2023年1月27日開催の取締役会で、監査等委員および社外取締役を除く取締役の報酬(月次報酬)の一部をESG指標の達成度等を用いて算定する方法に関して決議しています。本報酬の算定方法は、日油グループにおけるサステナビリティ課題への取り組みに関するESG指標に対し、その達成度等に応じた評価係数を役位ごとに定めた基準額に乗じて算出しており、報酬委員会では本算定方法および支給額を每期確認しています。
	株式報酬	2019年6月27日開催の第96期定時株主総会の決議により、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」を導入し、2021年6月29日開催の第98期定時株主総会より、監査等委員会設置会社への移行に伴い、執行役員を兼務する取締役および役付執行役員(社外取締役、監査等委員である取締役を除く。以下「取締役等」という。)を対象としています。 取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規則に基づき、役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。なお、取締役等に付与されるポイントは日油株式等の給付に際し、1ポイント当たり日油普通株式1株に換算されます(株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います)。日油株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイントの数は、原則として、退任時まで当該取締役等に付与されたポイント数とします。 なお、役位、業績達成度等を勘案する当該算定方法を定める役員株式給付規則は、報酬委員会の審議を経て、取締役会で決議しています。